

としていますが、今回、家庭での保育の協力依頼の期間が5月31日まで継続したことから、保育料日割り計算の取扱いについても、5月31日まで継続いたします。

登園自粛期間中の保育料については、いったん全額お支払いいただいたのち、後日還付額等についてお知らせを行う予定です。

4 感染症対策の徹底のお願い 繼続

- ・ 免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事を心がけるようにしてください。
- ・ 手洗いや咳エチケット等、基本的な感染症対策を徹底してください。

- 帰宅時や調理の前後、食事の前などにこまめに石鹼やアルコール消毒液などで手を洗いましょう。
- 咳などの症状がある場合は、咳やくしゃみを手で押さえると、その手で触ったものにもウイルスが付着し、ドアノブ等を介して他の方に病気をうつす可能性がありますので、マスクを着用する等、咳エチケットを行ってください。
- 持病がある方などは、公共交通機関や人混みの多い場所を避けるなど、より一層注意してください。

5 登園前の健康観察の実施等 繼続

- ・ 登園前に、発熱や咳などの風邪の症状はないかなど、健康観察を行ってください。
- ・ お子様や御家族に発熱や咳等の風邪の症状がみられる場合や利用に当たって不安を感じられる場合は当園に連絡のうえ、登園を控えてください。
- ・ お子様に発熱や咳等の風邪の症状があり、医療機関を受診した結果についても、当園まで連絡をお願いします。(特に、お子様や御家族の方でPCR検査を実施される場合や検査結果が判明した場合(陰性の場合も含む)には、速やかに当園まで連絡いただきますようお願いいたします)なお、園児又は施設職員においてPCR検査で陽性反応が出た場合は、最終登園日(出勤日)の翌日から14日間は園を休園することを基本的な考え方としています。)
- ・ 以下の症状が続く場合は、速やかに、帰国者・接触者相談センター(電話075-222-3421、土・日・祝日を含む24時間対応)に御相談いただくとともに、当園まで連絡をお願いします。

- 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている(解熱剤を飲み続けなければならないときを含む)
 - 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある
- ※ 基礎疾患等がある方や妊婦の方は、上の状態が2日程度続く場合

6 その他 繼続

- ・ 当園においては、新型コロナウイルス感染症を理由とする差別や偏見などの人権侵害が生じないよう、十分に配慮して指導しておりますので、利用者の皆様におかれましても、御理解と御協力を願っています。
- ・ 新型コロナウイルス感染症におきましては、日々状況が変化していることから、今後の状況により、改めて保護者の皆様に御協力を願う場合がありますので、御承知おきください。